

下関市立大学教員の懲戒等の手続に関する規程

平成 23 年 12 月 27 日

規 程 第 29 号

改正 平成 27 年 3 月 26 日規程第 46 号

改正 平成 27 年 9 月 30 日規程第 59 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則に基づき、常勤の教員(教授、准教授、講師、助教及び特任教員をいう。以下単に「教員」という。)に対する懲戒処分等の手続を定めることを目的とする。

(学長による思料)

第 2 条 学長は、教員について、公立大学法人下関市立大学職員就業規則第 7 6 条に定める懲戒の事由、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則第 8 1 条に定める懲戒の事由(以下「懲戒事由」という。)のいずれかが存在すると思料する場合には、当該懲戒事由にかかる情報を収集するものとする。

(審査の付議)

第 3 条 学長は、情報収集の結果に基づき、当該教員に対して懲戒事由があると思料する場合には、教育研究審議会に懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。

2 前項に定める審査の付議を行うにあたっては、学長は教員人事評価委員会において協議しなければならない。

(調査委員会による調査)

第 4 条 学長から、前条に基づき審査を付議された場合には、教育研究審議会は調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、教授会構成員で構成し、委員は原則として 3 名とする。この場合において、委員は教育研究審議会の委員及び教育研究審議会の委員以外の教員を含むものとする。

3 調査委員会の委員は、教育研究審議会の意見を聴き、学長が任命する。

4 調査委員会は、必要に応じ本学の教職員以外の法律家等の補助を求めることができる。

5 調査委員会は、委員長を 1 名選び、前条に基づき審査を付議された案件について調査を行い、その調査結果を教育研究審議会に報告する。

6 第 1 項の定めにかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白であると教育研究審議会が判断した場合には、調査委員会の設置を要しない。

(弁明の機会の付与)

第5条 教育研究審議会は当該案件につき審査を行うに際して、調査委員会より前条第5項に定める報告を受けたときは、調査の対象となる教員に審査対象事案についてあらかじめ告知したのち、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該弁明が口頭によるときは、当該教員は1名の補佐人を付けることができる。

2 前項の規定は、前条第6項の場合にも適用されるものとする。

(教育研究審議会による決定及び報告)

第6条 教育研究審議会は、第4条第5項に定める調査の結果及び前条に定める弁明に基づき、審査を行い懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容を決定する。

2 前項の決定を行うにあたっては、教育研究審議会委員の3分の2以上が出席していなければならない。

3 第1項の決定は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

4 教育研究審議会は、第1項に定める決定をした場合には、遅滞なく学長に報告しなければならない。

第7条 削除

(懲戒処分の発令)

第8条 学長は、第6条第4項により教育研究審議会から懲戒処分を要する旨を決定したとの報告を受けた場合、教育研究審議会が決定した懲戒処分の内容の案に基づいて、理事長に当該教員に対する懲戒処分を申し出る。

2 理事長は、前項の申出に基づいて当該教員に対する懲戒処分を発令する。

3 前項の発令にあたって、理事長は処分理由書を当該教員に交付しなければならない。

(教育研究審議会への報告)

第9条 学長は前条に基づいて発令された懲戒処分の概要を当該懲戒処分発令後の直近に開催される教育研究審議会に報告する。

(不服申立て)

第10条 当該教員が処分理由書について不服がある場合には、処分を受けた日から30日以内に書面をもって理事長に申し出ることができる。

2 理事長は前項の不服申立てがあった場合には、教育研究審議会に再調査について付託するものとする。

3 教育研究審議会は、再調査の可否を審議し、再調査を要すると決した場合、第4条に基づき新たに調査委員会を設置する。

(部局長及び教員の解雇、降任、配置換又は出向)

第11条 部局長及び教員の解雇、降任、配置換又は出向を、本人の意に反して行おうとする場合には、教育研究審議会に付議してその同意を得なければならない。ただし、

組織の廃止等により現に就いている職が消滅する場合に行う配置換又は出向については、この限りでない。

- 2 前項の同意の決定については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 教育研究審議会は、第1項に定める同意の決定をしたときには、遅滞なく学長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、部局長及び教員の解雇、降任、配置換又は出向を行おうとする場合には、学長の申出に基づいて行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第59号）

この規程は、平成27年9月30日から施行する。